

議案第 81 号

氷室辺地総合整備計画の策定について

氷室辺地総合整備計画を次のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 12 月 2 日提出

佐野市長 金子 裕

氷室辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 氷室辺地

(辺地の人口 702 人 面積 42.1 km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 栃木県佐野市秋山町、水木町及び柿平町
- (2) 地域の中心の位置 栃木県佐野市柿平町 1159 番地
- (3) 辺地度点数 163 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

氷室地区は、本市の中心地から約 2.1 km 北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。また、ザゼンソウやセツブンソウが群生するなど地域資源にも恵まれている。当地区においては、村づくり団体による地域おこしの取組などが行われているが、人口減少に歯止めがかからず、過疎化が問題となっている。

(1) 医療提供体制維持のための整備

氷室地区唯一の医療機関である佐野市国民健康保険氷室診療所は、当地区の多くの人々が利用しており、地域医療を支える大きな役割を担っている。地域住民が安心した生活を送るためには、医療提供体制を整えておくことが必要であり、診療所から遠方で移動手段がない、又は歩行困難な地域住民に対しては、往診による在宅での医療提供は欠かせないものである。

しかし、氷室診療所において使用している往診用自動車は、平成8年登録で使用開始から26年が経過し、既に耐用年数を超過しており、累積走行距離も11万kmを超えている。また、修繕に係る費用も高額であり、整備工場からは、部品の製造終了により故障した場合修理不可能との指摘を受けている。

このことにより、往診に支障を来す危険性が常に高いことから、地域住民の安心した生活を維持するため、往診用自動車を更新し、医療提供体制を継続していく必要がある。

(2) 消防体制維持のための整備

氷室地区内の秋山町を管轄する佐野市消防団第31分団第1班は、消火活動はもとより、風水害や地震災害など、生命、身体及び財産を脅かすあらゆる災害から地域住民を守る活動を行っている。

当班は、最寄りの消防分署（西消防署北分署）から17kmも離れており、消防署による迅速な消火活動が困難であることから、地域住民の安全安心を確保するためには、消防体制を維持することが必要となる。

当班の小型動力ポンプ付積載車は、使用開始から20年を経過しており、老朽化に伴う更新の対象である。また、現時点においても、故障した際の部品の調達などに苦慮している状況であり、このことは、消防・防災活動に支障を来す可能性が高いことから、当該車両を更新し、地区の消防体制を維持することで本市の消防力の充実強化を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和6年度まで 2年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
氷室診療所	佐野市		2,316		2,316	2,300
消防団第31分団	佐野市		16,000		16,000	16,000
合計			18,316		18,316	18,300

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、氷室辺地に係る公共的施設の整備を図るため、氷室辺地総合整備計画を策定したいので提案するものです。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) その他総務省令で定める事項

4—8 …省 略…